

育成 ニュース

発行元 (一社)京都手をつなぐ育成会

京都市右京区西京極新明町 38 番地 3

Tel:075-322-1070 Fax:075-322-1071

ホームページ <http://kyotoikuseikai.or.jp/>

メール: jimu@kyotoikuseikai.or.jp

京都新聞の取材を受けました

2月2日(火)、京都新聞社会福祉事業団の井戸洋(ひろし)編集委員が本部会議室にお越しになり、育成会について熱心に取材されました。

取材内容は、育成会の歴史や取り組みなど、多岐にわたるもので、取材時間も予定時間の1時間を大幅に上回りましたが、藤木会長、上田副会長、尾高副会長が丁寧に対応しました。



(京都新聞 井戸編集委員)

井戸編集委員が特に関心を持たれたのが、青年学級とキャラバン隊の取り組みでした。青年学級については、上田副会長を中心にリーフレットを見ていただきながら、その歴史や取組状況について説明しました。50年の長きにわたる活動で文部科学大臣賞を受賞したこともしっかり、お伝えしました。

尾高副会長は、青年学級について、「余暇活動が充実している。長男は青年学級を通じて横のつながりがたくさんできた。この経験を若いお母さんに伝えたい」と熱く語りました。

キャラバン隊については、大塚小学校での実演を紹介し、児童の皆さんが熱心に聞いてくださり、その後寄せられた感想文を見て、深く理解していただいたとの説明に井戸氏も関心を寄せられた様子でした。特に地下鉄車内で駅名を繰り返すなど、知的障害者の特徴を隊員が演じたとの説明では、「自分もそういう人を見たことがあるが、正直、どのように対応したら良いか分からなかった。この実演を見て、児童の皆さんも勉強になったと思う」との感想をいただきました。

コロナ禍での取り組みについては、第1回目の緊急事態宣言では事業所を休止するとともに、主な事業を中止したが、第2回目では、事業所の来所を午前、午後に分けたり、青年学級では密を避けるため勉強会を2班に分けるなど、知恵を絞って本人たちの閉塞感を少しでも和らげる取り組みをしていると説明しました。

最後に藤木会長から「本当に困った時、頼れるのは育成会」とPRし、会員入会を働きかけていくと決意を述べました。会長・副会長の猛アピールが光った取材でした。

取材内容は、京都新聞朝刊2月16日付け「福祉のページ」に掲載されましたので、是非ご覧ください。

(事務局：植田)

京都新聞の取材を受けました：① 青年学級だより：② 投稿コーナー：③
学びのコーナー：④ 育成会のあゆみ：⑤ 賛助会員名簿：⑥
活動計画：⑥ 支部だより：⑥ 相談件数：⑥ 弁護士法律講座変更：⑥

〜〜1月 青年学級だより〜〜

10日・24日両日にメキシコ系アメリカ人 Hibarra Adriana(ヒバーラ・アドリアナ)さん(女性)を迎えて、『英語を楽しもう(Let's enjoy speaking English)』を開催しました。

平成28年2月に(故)塩貝孝雄先生のお力で、教育委員会様よりALTの先生を派遣して頂き、第1回目ALT『英語を楽しもう』を始めて、今回で7回目を迎え男女合わせて10名の先生とお会いする事が出来ました。

自国の紹介・家族の紹介・日本食で好きな食べ物は?……紹介しながら本人達にあなたの家族は?好きな食べ物は?……スライドを見ながらのコミュニケーション【communication】。本人さんからは、苺ショートケーキ・王将の餃子・回転寿司と様々な回答が英語・和製英語?で発表されていました。

ヒバーラ・アドリアナさんも“I also like sushi I like Taiyaki in sweets”スライドを見せながら、“私も寿司大好きです。スイーツではたい焼きが好きです”と答えておられました。

『ちょっとずつでも積み重なれば大きな幸せ』、毎年年賀状(青年学級関係)に書かせて貰っている言葉です。

7年間の積み重ね、本人さん達の学習意欲、それに対応した指導の先生の学習内容、素晴らしいものがあります。

コロナの中、思うようには進みませんが『ちょっとずつでも積み重なれば大きな幸せ』。本人さん達の余暇支援学習に役立てばと思っています。

武智先生は昨年ネパールに行かれ“ネパール記行”をスライドで学習して頂きました。

青年学級担当理事 小谷・上田





ゴリラ in ルワンダ

～ とにかく可愛くて、愛おしくて、幸せな時間 ～

山科工房 那須信吾

ここ数年、アフリカ旅行に毎年出かけています。6年前に参加したマウンテンゴリラのツアーは印象深いものでした。アフリカ中央部のルワンダ、ウガンダ、コンゴ民主共和国の国境に位置するヴィルンガ山地の森林に、当時、僅か 650 頭しか生息していませんでした。

彼らは数十頭の群れを成して生活しており、食料を求めて毎日移動しています。見学可能な幾つかのグループがあるのですが、ツアー参加者はそれぞれのグループに 8 名ずつ割り当てられ、レンジャーが数名と任意で雇ったポーターが同行します。

それぞれのグループによって出発地点は異なります。私達のグループは標高 2,500m の小さな村から始まりました。15 分程歩くと急な斜面になり、いよいよ本格的な山登りに入ります。樹々が生茂る森林の中をひたすら登って行くのですが、山道など無く、道なき道を木々をかき分けて進んで行きます。ペースが速く、高地であることも災いして、山に入って 30 分も経たないうちに息が上がり、早くもリタイアを余儀なくされる状況に陥ってしまいました。しかし、慈悲深い一人のポーターが私に手を差し伸べてくれたのです。約 1 時間半の登山でしたが、その行程の半分以上を私の手を握りしめて、この重たい体を引っ張り上げて、私をマウンテンゴリラの元へ連れて行ってくれたのでした。

見学は 1 時間と決められています。ゴリラにストレスを与えないためです。野生ですから勿論、柵や檻など一切ありませんので、一応 7m 以内に近づいてはならないという決まりごとはあるのですが、斜面を転がりながらゴリラは移動することもありますので、かなりの至近距離になったり、時には接触する人もいました。それでも不思議と「怖い」と思った瞬間は一度もありませんでした。とにかく可愛くて、愛おしくて、幸せな時間はあっという間に過ぎていきました。

帰路は下り坂なので、軽快な足取りで、無事出発地点まで戻って来ました。最後に、恩人であるポーターさんと笑顔で一緒に記念撮影をして、感謝の意を込めて固い握手をかわしました。



投稿俳句 ③

ほっとする ドリップコーヒー

冬の午後

西京支部 栗山基



啓発キャラバン「みやこ・まいこ隊」が目指すもの

(その3) ～合理的配慮～



今回は、「差別的取り扱い」について学びました。差別的取り扱いを受けた時や受けるかもしれないときは、合理的配慮の提供を求めることができます。今回のテーマは「合理的配慮」についてです。

障害者基本法

第4条

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

内閣府は、「合理的配慮」の事例として、

- ・講演会で障害のある人の特性に合わせて座席を決めること
- ・段差がある場合にスロープなどを使って補助すること
- ・代筆が問題のない書類を障害者の意思を十分に確認しながら書く

などを挙げています。

ここでのポイントは、まず、障害のある人から配慮の申し入れがあった場合に対応するということです。

つまり、相手の意思も確認せず、勝手に判断して配慮してしまうことは合理的配慮とは言えず、**本人の意思を受けて行うことが前提**となります。

合理的配慮の2つ目のポイントは、**相手側に過度の負担にならない**ということです。

例えば、地下鉄に乗るとき、事前に連絡しておけば駅員が駆けつけ、指定した車両にスロープを取り付けてくれます。そんなことをしなくても元々スロープ付きの車両に改造しておくべきだと考えるかもしれませんが、これは交通事業者にとって「過度の負担」となるため、困難といえそうです。

ただし、申し入れに対し受け入れが困難な場合は、なぜ困難なのかを説明しなければならないとされています。

今回は、「キャラバン隊ができること」です。





- 機関誌「いくせい」が伝えてきたこと -

今回も前回に引き続き創刊号からお伝えします。

創刊に当たり、当時の高山京都市長が「希望の灯を」と題する文章を寄せられています。

戦後、(中略)社会的経済的混乱を直接被った子供たちの保護という点では、一応の安定をみるようになり、今後の課題は、施設並びに一般環境の整備向上にしぼられるに至ったが、精神薄弱児の保護のみは、尚、黎明期、啓蒙期に止まっているとも言えるべく、厄介者扱いされ、さげすまれ、戸外にも出られずにいる母子の、正確な数さえ把握されていない現状は遺憾にたえないところである。

昭和 30 年には、まだまだ戦争の爪痕が色濃く残っていたこと、特に障害児やその家族は、極めて悲惨な状況に置かれていたことがうかがい知れ、胸が痛む内容です。更に寄稿はつづきます。

知性と財力に恵まれたパールバックさえも、熱性疾患によってはからずも精神的発展の停止した我子に対し、十分な理解に立った愛情をとりもどし、希望を見出すに至るまで、如何に長い間を要したかを、「母よ嘆く勿れ」で告白しているが、これら「光まつ子ら」を抱えて外では世間の無理解と闘い、内では我子の将来を憂いて日夜心を労しておられる保護者には、その経験のない者には容易に理解しえない深い苦悩と戦いがある事とお察しする。

「大地」などの作品で知られる、ノーベル賞作家パールバックは、「障害は不幸ではない、不便なだけだ」という素晴らしい言葉を残しています。

しかし、彼女がこの言葉にたどり着くまでどれほどの苦悩を乗り越えていったのか、そのことに市長は思いを馳せられています。

最後に市長は、機関誌「いくせい」に次のようなエールを送られています

育成会がその事業として会報を出されることをきき、会員各位が互いに慰め励まし合いつつふみこえられた、この一年の歩みがこれにより、さらに広く世論を喚起し、政府を動かして子らの将来を国家的に保障し同じ憂いに悩む数十万の保護者の心に希望の灯を点するまでに発展されんことを心から願うものです。



賛助会員にお申込み頂き心より感謝申し上げます（敬称略）

岩井 利香 岩井 広幸 岩井 基代乃 西 安澄 山本 夏季 藤木 完男
 藤木 恵 藤木 千賀子 藤木 祥代 藤木 喜正 藤木 利佳 藤木 董
 藤木 梢 藤木 康男 藤木 常男

【3月 活動計画】

- 6 役員例会・法律相談
- 7 青年学級（反省会・終業式・遠足説明会）
- 8 全国手をつなぐ育成会事業所協議会全国大会
- 10 相談員連絡会
- 11 コールいくせい練習
- 16 文化委員会
- 17 支部長会
- 21 青年学級（反省会・終業式・遠足説明会）
- 25 コールいくせい練習
- 27 春の日帰り遠足（福井方面）

【支部だより】

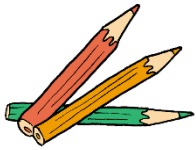
北 3/14 親子野外研修会
 伊賀流忍者博物館ほか

【無料電話・メール相談等本部受付件数】

《1月相談件数》療育 3件
 弁護士 1件 その他 11件



令和3年の法律相談 9:00~12:00
 3月6日（土）担当弁護士 舟木 浩 氏
 当番の相談員もいます。お気軽にお越しください。



第3回 弁護士法律講座変更日についてのお知らせ

2月15日（月）に予定していましたが、
 緊急事態宣言の延長により、以下の日程に変更させていただきました。

3月29日（月）京都手をつなぐ育成会本部 3階 10:00~12:00

【京都府における迷惑行為防止条例】について

京都みらい法律事務所 秋重 実 弁護士

参加希望の方は3月23日までに育成会本部事務局にお申し込みください。

25名で締め切らせていただきます。 ☎ 322-1070

知的障がい・発達障がい、
ダウン症、てんかんの
ある方、ご家族に

病気やケガが絶えない・・・
成人病や生活習慣病に備えたい・・・
他人の物を壊してしまった・・・
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある・・・

このようなお困り事に心当たりがある方に・・・

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの **あんしん保険**

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの **こども傷害保険**

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

ぜんち共済株式会社 0120-322-150
関東財務局長（少額短期保険）第14号
 〒107-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
 URL: http://www.z-kyosai.com/

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

取扱代理店（資料請求・その他お問い合わせ）

株式会社京都インシュアランス TEL 075-253-6848
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334日昇ビル2階